



2企技第1418号
令和3年3月25日

一般社団法人
福島県建設産業団体連合会会長 様

福島県土木部技術管理課長
(公印省略)

建築関係工事共通仕様書及び建築・設備設計業務委託共通仕様書
の改正について(送付)

このことについて、国の「地方公共団体における押印見直しマニュアル(令和2年12月18日【初版】)」等を踏まえ、下記のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

(1) 建築関係工事共通仕様書

1.1.3「用語の定義」(16)「書面」への署名又は捺印を記名に変更。

(2) 建築・設備設計業務委託共通仕様書

1.2「用語の定義」21.「書面」への署名又は捺印を記名に変更。

2 適用年月日

令和3年4月1日以降、起工に係るもの

3 その他

約款等に定めのある様式や共通仕様書に定めのない書面を提出する場合も押印は省略できるものとする。

なお、法令、規則又は要綱等の規定により押印を求めている場合は適用しない。

4 改正資料

改正後の建築関係工事共通仕様書等(PDFデータ)については、福島県土木部技術管理課ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>



(事務担当 基準管理担当 渡部・紺野 電話 024-521-7461)